

日本語学級交通機関等利用児童・生徒通学費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市立由井第一小学校及び打越中学校に設置されている日本語学級（以下「日本語学級」という。）へ交通機関等を利用して通学している児童・生徒（以下「児童・生徒」という。）の保護者の負担軽減を図るために、その通学に要する経費を補助するものとし、その交付については補助金等の交付の手続き等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する児童・生徒の保護者とする。

- (1) 八王子市立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）に在籍している。
- (2) 日本語学級に交通機関等を利用して通学し、その通学距離が概ね2キロメートル以上である。

(補助金額及びその算出の基礎)

第3条 在籍校又は自宅と日本語学級間を、最も経済的な通常の経路及び方法により交通機関等を利用し、通学した場合に要した経費を補助する。

- (1) 公共交通機関を利用する場合は、1往復に要する普通乗車券の購入額又は乗車運賃に通級日数を乗じて算出する額とする。
- (2) 自家用車を利用する場合は、在籍校又は自宅から日本語学級までの運行に要するガソリン代に相当する額とし、別記により算出するものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする保護者は、当年4月から同年9月分まで（以下「前期分」という。）の補助金にあっては同年10月に、同年10月から翌年3月まで（以下「後期分」という。）の補助金にあっては翌年3月に、日本語学級通学費補助申請書、口座振込依頼書兼代理人選任届及び委任状（様式1(様式略)。以下「申請書」という。）を、児童・生徒の通級する学校の長（以下、「学校長」という。）を経由して市長に提出しなければならない。ただし、申請時期については市長が特に必要であると認めたとときに限りこれを変えることができる。

(事務委任)

第5条 前条に規定する申請書の提出により、保護者は次の行為についての権限を学校長に委任するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書の受領行為
- (2) 保護者が指定する金融機関の口座への振込依頼行為

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、保護者から第4条の規定による申請書の提出を受けたときは補助金の交付の可否を決定し、結果は日本語学級通学費補助決定通知書（様式2(様式略)）により学校長に通知するものとする。

(交付時期)

第7条 補助金の交付時期は、前期分の補助金にあっては当年11月に、後期分の補助金にあっては翌年4月に支給する。ただし、市長が特に必要であると認めたとときは、この限りではない。

(補助金の取消と返還)

第8条 市長は補助金の交付を受けたものが申請書に偽りの記載をしたことにより補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部を取り消し、返還を命ずることができる。

(手続の省略)

第9条 補助金の交付手続については、規則第12条及び第13条の規定による手続を省略する。

(補助事業の見直し)

第10条 当該補助事業については、補助目的の達成度等の観点から定期的に評価及び見直しを行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記

自家用車を利用する場合のガソリン代に相当する額

平均片道の使用距離		日額
1 キロメートル以上	3 キロメートル未満	90 円
3 キロメートル以上	6 キロメートル未満	140 円
6 キロメートル以上	9 キロメートル未満	210 円
9 キロメートル以上	12 キロメートル未満	280 円
12 キロメートル以上	15 キロメートル未満	350 円
15 キロメートル以上	18 キロメートル未満	420 円
18 キロメートル以上	21 キロメートル未満	490 円
21 キロメートル以上	24 キロメートル未満	560 円
24 キロメートル以上	27 キロメートル未満	630 円
27 キロメートル以上	30 キロメートル未満	700 円
30 キロメートル以上	33 キロメートル未満	780 円
33 キロメートル以上	36 キロメートル未満	840 円
36 キロメートル以上	39 キロメートル未満	910 円
39 キロメートル以上	42 キロメートル未満	990 円
42 キロメートル以上		1,060 円

経費の算定は、日額に通級日数を乗じて算出する額とする。